

令和5年12月中川村議会定例会議事日程（第3号）

令和5年12月11日（月） 午後2時00分 開議

- 日程第1 請願第2号 沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を新基地などの埋立てに使用しないことを求める請願
- 日程第2 発議第5号 沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てなどに使用しないことを求める意見書の提出について
- 日程第3 発議第6号 中川村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議員派遣について
- 日程第5 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（9名）

- 2番 松村利宏  
3番 中塚礼次郎  
4番 長尾和則  
5番 桂川雅信  
6番 山崎啓造  
7番 島崎敏一  
8番 大島歩  
9番 大原孝芳  
10番 松澤文昭

欠席議員（1名）

- 1番 片桐邦俊

説明のために参加した者

- |        |      |                 |      |
|--------|------|-----------------|------|
| 村長     | 宮下健彦 | 副村長             | 富永和夫 |
| 教育長    | 片桐俊男 | 総務課長            | 松村恵介 |
| 地域政策課長 | 眞島俊  | 住民税務課長<br>会計管理者 | 小林郁子 |
| 保健福祉課長 | 水野恭子 | 産業振興課長          | 松崎俊貴 |
| 建設環境課長 | 宮崎朋実 | リニア対策室長         | 小林好彦 |
| 教育次長   | 上山公丘 |                 |      |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 松澤清隆  
書記 座光寺てるこ

# 令和5年12月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

令和5年12月11日 午後2時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 御参集、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1 請願第2号 沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を新基地などの埋立てに使用しないことを求める請願

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 (桂川 雅信) 12月5日の本会議において厚生文教委員会に付託されました請願第2号 沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を新基地などの埋立てに使用しないことを求める請願について、12月7日、委員4名出席の下、慎重に審査をいたしましたので、ここに報告いたします。

請願の趣旨は、糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の貴さを認識し戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の沖縄戦跡国定公園として指定されている、同地域には沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後78年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われている、この大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されないとして、1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと、2 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集に当たり、早く遺族に返還することという内容でした。

この審査では、冒頭に請願者より請願趣旨の説明があり、そこでは、この請願と同様の内容が全国の地方議会で審議にかけられ、沖縄県議会では2021年に全会一致で可決され、その後も122の地方自治体で採択されている、思想、信条を問わず人道上の観点からこの請願への思いが一つになるように文面を作成したとの説明がありました。

審査の結果は、全員で採択とすべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は、1 遺骨の入った土砂を掘削することは人道上許されないことであり、請願者の説明のとおりである、2 中川村にも沖縄戦の遺族がいて、親族の元に遺骨が返還されていないことから、この請願の内容を国にもっと早く出してほしいという要望があった、3 遺骨混入土砂の掘削は人道上許される行為ではない、意見書という仕組みで国へ声を届けたい、4 沖縄戦の戦没者は全国に

広がっており、この請願はより多くの自治体から上げるべき、また遺骨混入土砂は遺骨のDNA劣化が叫ばれているので一刻も早い遺骨収集を望む、5 沖縄戦戦没者の遺骨が混入するこの地域は国定公園として指定されただけでなく、40年間にわたり住民のボランティア活動で遺骨収集活動が行われてきており、ここでは遺骨収集以外での土砂の掘削や搬出はこれまで行われずに保全されてきた、今回、基地建設での埋立てが契機となってこの問題が取り上げられているが、いかなる目的であってもこの地域の土砂の掘削や搬出を認めないでほしいというのがこの請願の趣旨であると考えなどの意見が出されました。

なお、意見書案については、この請願が遺骨の混入する土砂をいかなる目的であっても掘削や搬出せずに保全してほしいという人道上の目的であるという本来の趣旨を踏まえて、タイトル中の「新基地などの」を削除し、タイトルと本文中にある「埋立てに使用しない」を「埋立てなどに使用しない」と修正し、改めて意見書案とすることを委員会の総意として決めております。

また、意見書案の修正については請願者御本人に連絡して了解をいただいていることを申し添えておきます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番 (松村 利宏) 沖縄県は沖縄戦跡国定公園であるから許可基準を保持しており、自然公園法施行規則第11条第17項、鉱物の掘採または土石の採取のうち露天掘りにでない方法によるもの、第18項 鉱物の……

○議長 松村議員、質問——質問でいいですか。

○2番 (松村 利宏) ええ、質問です。

○議長 はい。

○2番 (松村 利宏) 土石の採取のうち露天掘りでない方法によるものに基づき鉱物の掘採、土石の採取を許可し、各種事業を行っているという認識でありますが、この辺は審議されたんでしょうか。

○厚生文教委員長 (桂川 雅信) 自然公園法の内容については、審議はしておりません。

むしろ人道上の扱いが主たる審議の内容だったというふうに考えております。

○2番 (松村 利宏) 実際に行われているかどうかというのは審議されたんでしょうか。

○厚生文教委員長 (桂川 雅信) これは、私のほうから、今までに掘削されたことはないというふうに、以前、遺骨収集を行っている団体の方から聞いておりますということの話をいたしました。

○議長 よろしいですか。(松村議員うなづく)

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○2 番 まず原案の反対者の発言を許します。

(松村 利宏) 沖縄県では、太平洋戦争末期に県民を巻き込んだ凄惨な地上戦が行われ、軍民合わせて20万人もの貴い生命が失われました。特に本島南部一帯では多くの住民の方が犠牲になっています。

私は、沖縄の人々の筆舌に尽くし難い困難と癒えることのない深い悲しみ、これらを胸に刻みながら、戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないと考えております。御遺骨の問題は真摯に受け止める必要があると認識しています。

今回の請願では、「悲惨な沖縄戦戦没者の遺骨が入った土砂を埋立てに使用しないこと。」「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集にあたり、早く遺族に還してください。」となっています。

厚生労働省は、昭和27年度以降、国内外の戦没者の遺骨収集を実施おり、沖縄県の令和5年1月末時点の状況は、戦没者数18万8,136人、遺骨収集数18万7,537柱、未収容遺骨数599柱となっています。

沖縄県における戦没者遺骨収集容量は、国は発見される遺骨の状況において沖縄県と役割を分担して遺骨収集を進めている、地表で発見された遺骨の収集、情報収集は沖縄県へ委託して実施、重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は国が実施、沖縄県における戦没者遺骨収集実績は、沖縄においては戦後まもなく沖縄の人々により遺骨収容が行われ13万5,000余柱に上る遺骨を収容、昭和31年以降は総理府が琉球政府に委託して遺骨収集を実施、昭和47年の沖縄返還に伴い遺骨収集は総理府から厚生省に移管され、これまでに5万1,992柱の遺骨を収集、令和3年度は沖縄県が設置した戦没者遺骨収集情報センターが米国公文書館から得た沖縄南部の遺骨情報38か所のうち未調査の16か所の調査を行ったが遺骨は見つからなかった。

今後の予定では、引き続き国は沖縄県、同県が設置した戦没者遺骨収集情報センターにと連携して県民等からの情報や保有している情報等に基づいて現地調査及び遺骨収集を実施する、令和5年1月に沖縄県から要請のあった那覇市にある旧海軍司令部ごう及び伊江村の埋没ごうについて今年度内に現地調査を実施し、現地の状況を踏まえ遺骨収集の実施をしております。

私は、国は沖縄県と連携して戦没者の遺骨収集を着実にやっているというふうに思慮します。

私は戦没者の遺骨が入った土砂を埋立てなどに使用してはならないと考えています。

しかし、沖縄県は沖縄戦跡国定公園内における許可基準を保有しています。自然公園法施行規則第11条第17項 鉱物の掘採または土石の採取のうち露天掘りでない方法によるもの、第18項 鉱物の掘採または土石の採取のうち露天掘りによるものに基づき鉱物の掘採、土砂の採取を許可し、各種事業を行っています。

これの請願は沖縄県知事が判断すべき事項であり、長野県民であり現地を見たこともない私がこの請願について判断することは不可能だと思慮します。

以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

○4 番 (長尾 和則) 私は賛成の立場で討論をいたします。

当初、請願者から提出された請願書のタイトルは「沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を新基地などの埋立てに使用しないことを求める請願」でありました。このタイトルの修正がなく、請願書どおりのタイトルで採択すべきものとして委員会審査報告があれば、私は反対していました。と申しますのは、タイトルに「新基地」と入った意見書を中川村議会として国に提出することは村の権限外である外交問題に触れることになると思ったからであります。

請願書に記載されている新基地とは、沖縄県における普天間基地移設問題に絡む辺野古のことであると容易に読み取れます。沖縄県の基地移設問題は外交問題と言える要素があります。その理由を1点だけ申し上げます、日米安全保障体制の基盤の一つは在日米軍駐留協定であり、アメリカ軍が日本に駐留し、日米両国で安全保障上の課題に対処しています。したがって、米軍基地移設問題は日米同盟に関わる大きな問題であると言えます。

我々の手元にあります「議員必携」、この第4章、請願、陳情の審査のうち請願の第8項には次のような記述があります。「町村の権限外である外交問題に関する意見書を提出されたいという請願を採択することは一般的に好ましくないとされているので、慎重な配慮が必要である」このようにあります。このことから、中川村議会が外交問題に触れる意見書を国に提出することは避けるべきであると私は考えておりました。

しかしながら、委員会の審査において特定の埋立て目的である「新基地などの」という文言を削除するべきであるとの修正がなされたため、修正後の意見書案は人道上の観点から遺骨混入土砂の埋立て使用は避けるべきのみの趣旨となり、文面上、外交問題に触れるものではなくなったため、委員会報告に賛成するものです。

なお、沖縄県議会から国に提出された同じ趣旨の意見書には、「新基地」の文言は一切ありません。また、全国の市町村議会から提出された同趣旨の意見書も私は可能な限り閲覧をしましたが、いずれも「新基地」の文言はありませんでした。このことは、他の県、市町村議会が先ほど私が申し上げた点を思慮したものと推察いたします。

さきの大戦において沖縄では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われたことを我々国民は深く胸に刻まなければいけないと思います。したがって、意見書案にあるとおり、大戦で犠牲になられた方々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道に許されないことであると考えます。

ただし、中川村議会として、このことと普天間基地の辺野古移設問題についての議論、これを混同してはいけないことを申し添えまして、私の賛成討論といたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○5 番 (桂川 雅信) 委員長報告にありましたように、この請願は人道上の問題として取

り扱うべきであって、あれこれの政治的なテーマで判断されるべき問題ではないと考えます。

人道的な扱いとは人としての尊厳を守る行動を取るということであって、これは死者の尊厳を守ることとも通じています。現在の我が国の法律が遺体を放置せずに火葬に付して遺骨を埋葬することを求めているのも、死者であっても人としての尊厳を守るべきであるという考え方が根底にあるからだと思います。

沖縄戦戦没者の遺骨収集場所は、40年間、市民ボランティアが遺骨の収集を行ってきた場所で、まだ多くの遺骨が眠っているというふうを担当していたボランティアの責任者であった具志堅さんから私は聞いております。それゆえに、長く保全措置が取られてきたのも死者の尊厳を守るとする人道的な配慮であります。

この意見書案の政府に対する要望は国がなすべき最低限の人道的な配慮と考え、賛成討論といたします。

なお、先ほど意見として出ておりました土砂の掘削上の条例上の許可条件についてですが、このような許可条件というのは、沖縄県だけではなく、全ての都道府県で土砂の掘削に関する一般的な条件としてどこでも記載されたものであることを申し添えておきます。

○議 長 ほかに討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
この請願に対する委員長の報告は採択です。  
この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 賛成多数です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第2 発議第5号 沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てなどに使用しないことを求める意見書の提出について  
を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○3 番 (中塚礼次郎) それでは朗読をもちまして提案とさせていただきます。

沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てなどに使用しないことを求める意見書

沖縄戦では一般の住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われました。平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍、軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1632名(2021年現在)の名前が刻まれています。そのうち長野県出身者の名は1376名に及びます。

糸満市摩文仁を中心とする南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さ

や命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、戦跡としては我が国唯一の国定公園として指定されました。

同地域では、沖縄戦で犠牲となられた沖縄県民や、命を落とされた兵士の遺骨がまだまだ残されており、戦後78年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われています。

この大戦で犠牲になられた人々の遺骨が入った土砂を、埋立てなどに使用することは人道に許されないことだと考えます。

記

- 1 悲惨な沖縄戦戦没者の遺骨が入った土砂を埋立てなどに使用しないこと。
- 2 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集にあたり、早く遺族に返還すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○8 番 (大島 歩) 私は本意見書について賛成の立場から討論いたします。

それで、先ほどの請願の審議でもありましたが、太平洋戦争末期の沖縄戦では、激しい地上戦の末、沖縄県民の4人に1人、また県外出身の方を含め、多くの兵士の方も命を落としました。その遺体は野ざらしとなり、家族の元に遺骨が帰った例はほとんどないと聞いております。

今も遺骨の収集は行われています。ここ数年は、DNA鑑定技術が進む中、新たに鑑定を申請する人たちも出てきているという状況であるということを知りました。沖縄県内及び県外の御遺族からの申請もあり、また遺骨収集ボランティアへの参加もあるということです。

戦争で肉親を亡くされた御遺族の気持ちですとか遺骨収集を続けてこられた方々の気持ちを思いますと、当該地域の遺骨が入った土砂を利用することは人道に許されないことであると思います。

また、御遺族の高齢化が進む中、一刻も早く日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を進めることが重要と考えられます。

また、沖縄県議会で2021年に同じ趣旨の意見書が全会一致で採択されているということも重く見るということと、県内にも出身の方が1,376名いるということも重く見て、この意見書に賛成いたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。  
 これから採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]

○議 長 賛成多数です。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。  
 日程第3 発議第6号 中川村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。  
 朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○8 番 (大島 歩) 発議第6号 中川村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。  
 提案理由は、議会広報委員会を常任委員会とすること及び委員会をオンライン開催可能とするため提案するものです。  
 第2条に第3号を追加し、議会広報委員会を常任委員会とすることを規定するものです。  
 昭和61年から議会だよりが作られるようになって、現在は第134号という発行数になってきております。  
 現在の議会広報委員会は議会の広報活動の重要な柱であり、議会活動の情報量が多くなっていることや、紙媒体による広報だけでは情報量と対象者に限界があり、議会活動を多様な広報媒体によって広報できるように努力してまいりました。  
 また、議会広報は、住民の方たちに議会の情報を的確に分かりやすく伝える、関心を寄せてもらうために、計画、立案、構成、写真のデータ収集等、全てにわたり担当議員5名で行っております。議会閉会后、すぐに編集作業に入り、翌月には住民の手元に届けられるように努めてきております。  
 平成31年から議会だよりモニター制度を創設し、議会広報に反映し、議会便りの一層の充実を図っております。  
 今後の議会広報のデジタル化を進めるためにもホームページの構築、システムなど情報環境の整備と行政広報の電子化推進事業と併せて進めていく必要があり、議会も議員にタブレットが配分され、全員協議会の電子化も進んでおります。  
 このように、時代とともに変化する広報活動の強化も踏まえ、議会広報委員会をぜひ常任委員会としてお認めいただきたく、お願いするものです。  
 第13条の2第1項は、オンラインを活用した委員会開会の要件について既定するものです。委員会の会場所への参集が困難である状況の下、特例的、緊急避難的な対応から「重大な感染症のまん延又は大規模な災害等の発生及び委員の健康状態や家庭

の状況等」とします。  
 第2項は、委員がオンラインによる出席を希望する場合、委員長の許可を必要とすることを規定するものです。  
 第3項は、オンラインにより出席した委員は、この条例の適用において委員会に出席したものとみなすことを規定するものです。  
 第4項は、オンラインによる委員会の具体的な運営方法は議長が別に定めることを規定するものです。  
 第18条第1項は秘密会に関する規定ですが、オンラインによる委員会は秘密会の対象から除外することを明示するため改正するものです。  
 最後に附則ですが、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。  
 ただし、第13条の次に1条を加える改正規定及び第18条第1項の改正規定は公布の字から施行するものです。  
 以上を提案理由といたします。  
 よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。  
 これから質疑を行います。  
 質疑はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。  
 次に討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。  
 これから採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。  
 日程第4 議員派遣についてを議題とします。  
 お諮りします。  
 議会会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり議員派遣することに御異議ありませんか。  
 異議なしと認めます。したがって、本件については別紙のとおり議員派遣することに決定しました。  
 日程第5 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。  
 議会運営委員長、総務経済委員長、厚生文教委員長から議会会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。  
 お諮りします。  
 本件については各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。

ここで村長の挨拶をお願いします。

○村 長 議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本議会に提出させていただきました8つの条例のうち、財産取得契約議案及び令和5年度一般会計補正予算を即決いただきました。財産取得の本契約、補正予算の執行を早急に行ってまいる所存であります。

議会開会中ではありますが、イスラエルとイスラム過激派ハマスとの間で4日間の休戦が行われ、双方の人質がある程度解放されましたが、休戦が明けると再びイスラエルのガザ南部に一方的な攻撃が続く事態となっております。イスラエルは、パレスチナ自治区ガザ市民に北部から南部に移動を強要しておいて、その南部地域に爆撃と地上部隊で攻撃を加えておまして、地獄の様相が連日報道されています。

国連安保理は、イスラエルの一方的な軍事行動を非難し、休戦を求める決議の議題はアメリカの反対、イギリスの棄権で不採択となり、休戦は実現しないまま、パレスチナ、イスラエル、双方で1万7,000人を超える人が死亡し、特にパレスチナの子どもや市民に多くの犠牲者が続出しております。

ウクライナとロシアの間の戦争は21か月を過ぎても休戦の様相すら見えず、長期の戦争に持ち込もうとするロシアの思惑にはまりつつあるというふうにも言われております。

また、中東で、東ヨーロッパで戦争が続き、東南アジアでもミャンマーの軍事政権の弾圧に抗して少数民族と民主派が抵抗を続けておるところであります。

国連気候変動枠組み条約——COP28がドバイで開催中です。産業革命前からの気温上昇を1.5℃以内に抑えるパリ協定の進捗評価をめぐって、現状では達成できないと一致しているものの、取組の程度強化をめぐり締約国での隔たりがあり、とりわけ化石燃料・石炭火力発電について段階的縮小・廃止の年次計画、アンモニア混合で使用する日本など、方向性で一致できるか困難だとの報道がされております。

9月定例会の閉会の挨拶で今年の農作物の作柄についてJ A上伊那果樹部会中川支会からの情報等を基にして、果樹につきましては高温、小雨で小玉でも糖度が高く、野菜は病気が少なく作柄がよく豊作、水稻については白濁米、胴割れ米の心配があるものの、1等米比率が上伊那米はかなり高いとの報告をいたしました。

ふじりんご、市田柿の出荷をもって今年の農産物出荷の締めくくりとなりますが、「ふじ」は小玉果、サビ果が多いということのようであり、大玉が値段的に高いわけではありませんが、市田柿も小玉傾向とのことであります。

温暖化が進むことで北海道全域がりんごの主力産地になると予想する気象学者もい

ます。毎年の遅霜、不安定気象で起きる降ひょう、高温障害から農作物被害を少なくする方策をいま一度検討する必要があるというふうには今感じております。

年末まで3週間となりました。季節性インフルエンザが流行し、東小学校、中学校で学級閉鎖が起きております。新型コロナウイルス感染症は大人の間で少しずつ発症者が出ております。

議員各位におかれましても、年末から年始の体調管理に一層心がけ御活躍いただくことをお願いし、閉会の御挨拶といたします。

お疲れさまでございました。

○議 長 これで本日の会議を閉じます。

以上で令和5年12月中川村議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_